

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取り扱い等

(千葉市からの通知)

居宅訪問・本人との面談 令和2年2月27日通知	①訪問をしないで電話等による状況把握	○ケアマネ、その関係者に風邪等の症状がある場合⇒他ケアマネ、他事業所による代替検討 ○施設に面会が謝絶されている場合 ○利用者、家族から訪問を断られた場合
	②できるだけ訪問を避ける。電話等で状況把握	○利用者の状態に変化がないことが見込まれ、プラン変更等を要しない場合 ○利用者、家族等に風邪等の症状がある場合 ○その他
	③検温・マスク着用徹底。玄関先・短時間など可能な限り訪問	○新規プランの作成の場合 ○状態の変化が見込まれる場合 ○要経過観察の場合
	※モニタリング結果の記録、居宅訪問・本人面談ができない状況の記録を残す	
担当者会議の開催 令和2年2月27日通知	大きな変化がない更新	○メールやFAX等による照会や翌月開催
	新規・区分変更	○本人・家族参加なしでも可能な限り事業者招集。事業者契約時に立ちあい個別接見など行う
	※ケアマネの判断した理由、判断した結果、開催出来ない状況などを記録に残す	
認定有効期間の延長 令和2年4月8日通知	すべての更新申請について、申請者や施設の意向により、面会が困難な場合、要介護・要支援日程の有効期間を「12ヵ月延長する」 新規申請、区分変更申請は対象とならない。	
通所サービス休業時 取り扱いについて 令和2年4月26日通知	通所サービス事業所による訪問サービス、電話による安否確認・状態の確認の実施にあたり通所サービスは、ケアマネと相談、利用者の意向・同意を得て実施する。 ケアマネは代替サービスの実施の適否や一時的な利用の停止などを迅速かつ柔軟な協議をする。	
	○一時的な利用変更を行う際のサービス担当者会議⇒緊急時における臨時的措置として不要 ○一時的な利用変更・停止に際するケアプラン変更⇒緊急時における臨時的措置として不要	
	※調整内容や経緯、提供サービス内容について、経過支援等に記録を残すこと	
介護支援専門員 法定研修の臨時的な 取り扱いについて 千葉県より令和2年4月22日	法定研修の中断・延期の為、有効期間満了日までに研修修了出来ない場合、 研修未実施の期間内は資格を喪失しない 今後再開された研修を受講し修了後に更新申請の手続きを速やかに行うことで、 有効期限を遡り発行される。 令和2年5月31日満了日で初回更新、実務未経験で受講申し込みしていない場合は再研修受講が必要。遡り発行はない 研修再開後に受講すべき研修は各自違いますので、千葉県ホームページを確認してください。	
千葉市ホームページにて、随時情報が更新されていますので確認をしてください！千葉市にメールアドレス登録すると、最新情報の受け取りができます。		
感染・感染疑いの場合「千葉市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター」043-238-9966 介護保険事業課 企画指導班043-245-5068へ連絡を！		